

# 企画競争説明書

業務名称：フィリピン国国営放送局地上デジタル放送網整備事業準備調査  
【有償勘定技術支援】

調達管理番号：21a00725

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月20日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年10月20日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国国営放送局地上デジタル放送網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2022年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：芳沢 Yoshizawa.Shinobu@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じ

ると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。特定の排除者はありません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

*特定の排除者はありません。*

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月28日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年11月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年11月12日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
自然条件調査（ボーリング調査及び測量調査）（現地再委託経費）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) PHP1=2.19384 円
  - b) US\$ 1 =111.364 円
  - c) EUR 1 =130.00 円

- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 6) その他留意事項  
特になし

## 9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

## (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／放送事業計画
  - b) 伝送回線設計／周波数計画
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
7.67 人月

## (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

## 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

## 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年12月3日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先



次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平

成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地デジ整備計画関連業務及び通信の伝送回線設計・周波数計画関連業務及びテレビ番組制作支援関連業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／放送事業計画
- 伝送回線設計／周波数計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者（業務主任者／放送事業計画）】

- a) 類似業務経験の分野：地デジ整備計画に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者：伝送回線設計／周波数計画】

- a) 類似業務経験の分野：伝送回線設計並びに周波数計画に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他アジア地域
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

## (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、

委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／放送事業計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	—	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(—)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：伝送回線設計／周波数計画</b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	<b>( )</b>	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

### 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国営放送局地上デジタル放送網整備事業準備調査【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 事業の背景

フィリピン共和国(以下、「フィリピン」という)は、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）をASEAN諸国で唯一採用している国であり、2017年10月に公表した「地上デジタル放送移行プランの枠組み」で、地上デジタル（地デジ）放送へ完全移行する期限を2023年12月末<sup>1</sup>に設定した。アナログ停波期限が迫る一方、同国のテレビ所有率は2019年時点で82.7%（所有世帯数19,329,000）と広く普及している媒体であるにもかかわらず、2019年時点の地デジ受信機の普及率は全国で23%と低迷。同普及率が6割近くあるマニラ首都圏と地方部との格差が課題になっている。

格差拡大の背景には、テレビ放送等のインフラ構築が民間企業に委ねられており、収益の見込めない地域への投資が進んでいないことが影響している。実際、主要都市部から離れた一部地域<sup>2</sup>では地デジ放送が行われておらず、衛星放送・ケーブルテレビを有料視聴している世帯を除き、アナログ放送のみを視聴している。人口密度の低い地方部においては、民間放送局が地デジ放送を今後整備するかは不透明である。

他方、フィリピン国営放送（People's Television Network, Inc : PTNI）は、営利を目的とする民間放送局と違い、利益や視聴率にとらわれずに公共性の高い番組を全国民に対して提供できる。しかしながら、フィリピン側自己資金でPTNIの地デジ用の鉄塔やアンテナを整備できたのは全国57放送局中主要都市部の6局のみ（人口カバー率31.6%）に留まり、予算不足のため、必要な設備を十分に整備できていない<sup>3</sup>。このままアナログ停波を迎えれば、地方部のテレビへのアクセスが消失する可能性がある。特に新聞やインターネット等の定期購入が難しい貧困層や字が読めない層にとって、無料で番組を視聴できるテレビ放送は重要な情報入手手段であり、停波の影響は大きい。

かかる状況を踏まえ、フィリピン政府はフィリピン国営放送局の地上デジタルテレビ放送網を整備することにより、選挙や災害状況等の公共性の高い情報を全国に伝達するための基盤の整備を図り、もって情報格差の是正を通じた健全な民主主義の発展やバンサモロ地域における民族融和・紛争予防、災害弱者への情報提供を通じた被害軽減に寄与することを目的とした有償資金協力「フィリピン国営放送局地上デジタル放送網整備事業」を日本国政府に要請してきた。

<sup>1</sup> 2023年12月末の停波期限は、関係機関の準備状況次第で延期される可能性がある。

<sup>2</sup> 東ビサヤのサマール州やバンサモロ地域などが挙げられる。

<sup>3</sup> 総務省「地上デジタルテレビジョン放送への移行支援にかかる調査」（2021年実施）より。

期待される本事業の成果は、①貧困層や地方部を含む全国への情報伝達（アナログ停波後を見据えた情報格差の是正）、②データ放送機能やISDB-Tの緊急放送を通じた台風や地震など当該国で多発する自然災害への対応、③字幕放送・多言語放送の拡充を通じたバンサモロ地域を含む国内の連結性強化<sup>4</sup>への貢献である。さらに将来的には、限られた資源である周波数の有効利用や新型コロナウイルスの感染拡大に伴い需要が増大した遠隔教育の対応にも資する。

本調査の目的は、フィリピンが日本方式による地デジ化をさらに進めるにあたり、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集である。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

#### （1）事業名

国営放送局地上デジタル放送網整備事業

#### （2）事業目的

本事業は、フィリピン国営放送局の地上デジタルテレビ放送網を整備することにより、選挙や災害状況等の公共性の高い情報を全国に伝達するための基盤の整備を図り、もって情報格差の是正を通じた健全な民主主義の発展やバンサモロ地域における民族融和・紛争予防、災害弱者への情報提供を通じた被害軽減に寄与するもの。

#### （3）事業概要

フィリピン国営放送全57局のうち18局に対して、地上デジタル放送局として必要な資機材を整備するもの。なお、18局のうち主要6局（マニラ主局と地方ハブ局であるバギオ局、ナガ局、セブ局、ダバオ局、ヨルダン局）は資機材のうち、鉄塔、アンテナ、シェルターをフィリピン側自己資金で既に整備済み。また、スタジオ整備は番組制作を担う主要6局が対象。

##### 1) 地上デジタル放送局整備（全18局）

- ・アンテナの調達・設置：12局（主要6局除く）
- ・送信機の調達・設置：18局
- ・鉄塔の建設・改修：11局(主要6局及びアナログ用鉄塔を活用予定であるコタバト局を除く。新設は8局、改修は3局を想定)
- ・シェルター(送信機を格納する施設)建設：12局（主要6局除く）
- ・放送局用通信回線設備の調達・設置：18局
- ・テクニカルオペレーションセンター用設備(送出用機材含む)の調達・設置：主要6局

##### 2) 地上デジタル放送用スタジオ整備（主要6局）

- ・スタジオ改修：6局(既存の放送局の中にスタジオ室を構築)
- ・スタジオ用機材の調達・設置：6局

- ・TV中継車の調達：6局

##### 3) コンサルティング・サービス:入札補助、調達・施工監理、コンテンツ制作支援（防災情報提供、字幕放送・多言語放送、遠隔教育等）

#### （4）対象地域

---

<sup>4</sup> バンサモロ地域はムスリムが居住し、40年以上に渡り分離独立を求めた紛争が続いた地域。現在は自治政府設立に向けた移行過程にある。国内の連結性を高め、政治的・文化的な相互理解を促進することが求められている。



フィリピン共和国全域

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨JICAに報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 事業実施機関：フィリピン国営放送局 (People's Television Network Inc.)
- 2) 監督官庁・機関：大統領府広報部 (Presidential Communications and Operations Office)、情報・通信技術省 (Department of Information and Communications Technology)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

・「地上デジタル放送実施促進アドバイザー」(2017年1月～2019年6月)

#### 第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたってJICAが行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかにJICAに情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICAから別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制

- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。その際は、追加入月の可否を含めて別途協議を行い対応を検討する予定。

### (3) JICA本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかにJICAに報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICAへの説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

### (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### 先行調査・既往事業一覧

- 1) 総務省「地上デジタルテレビジョン放送への移行支援にかかる調査」(2021年)

### (5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

### (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活

用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html))を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### (7) 環境社会配慮

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) フィリピンの環境影響評価制度であるDAO2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System(PEISS)の作成
- 2) 最新の環境天然資源省(DENR)のガイドラインに基づいたEnvironmental Impact Statement(EIS)の作成
- 3) 環境影響評価(Environmental Impact Assessmentを含む)

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

環境社会配慮上、本事業で考慮すべき工事は鉄塔建設になるが、活用する用地は既存のアナログ用の用地または新規に取得した公有地(官公庁や地方自治体、国立大学の土地)である。本事業実施のために私有地を取得していた場合、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいた補償がなされたかを確認する必要がある。

#### (8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等)、(コンサルティング・サービスを含む)事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA安全標準仕様書(JICA Standard Safety Specification: JSSS)(2021年2月)([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html))を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項(用地確保や交通規制等)については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たってはJICA安全対策措置(渡

航措置及び行動規範)に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICAから別途提供される「安全対策ガイダンス」(2019年4月)を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート(案)を作成すること。

#### (10) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進の観点から、JICAでは事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICAとして集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従いJICAに提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICAが当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-Rを基本とする。CD-Rに格納できないデータについては提出方法をJICAと協議する。

データ形式：KMLもしくはGeoJSON形式とし、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式で提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

#### (11) リスク管理シート(Risk Management Framework)について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施(案件監理)段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においてはJICAが別途提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

#### (12) 治安状況と安全対策措置

本事業対象地域には2021年9月現在、外務省危険度レベル3にあたる地域(ミンダナオ中部以西のマラウィ市、コタバト市、ザンボアンガ市)を中心に、治安上のリスクが高い地域が含まれる。当該地域における調査は、現地傭人及び現地再委託を活用し、原則として右地域に立ち入ることなく遠隔で業務を行える体制を構築することとする。邦人の現地踏査が必要な場合、JICA安全対策措置(渡航措置及び行動規範)に則り、原則渡航2週間前までにJICAフィリピン事務所を通じてTravel Security Advisory(TSA)を取得し、TSA記載のアドバイス(武装警護の要否を含む)に従う。

現地傭人及び現地再委託であるフィリピンローカルの団体・個人についても、原則

的には同様の安全対策措置の対象であるものの、JICAが別途提示する安全対策文書「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」の「7. フィリピンローカル団体・個人(コンサルタント、NGO等)の安全対策に係る措置」に規定されている手続きを行うことにより、安全対策の例外措置の下、調査を実施するものとする。

#### (13) 関係者とのコミュニケーション(ニーズ乖離防止の方法検討)

通信分野は技術の進展が早いため、事業が長期化するほど計画時と資機材の納入時のフィリピン側の技術ニーズが乖離する可能性がある。本事業においても、コンサルタントは、事業遅延が起きないように各種調達支援や工事の進捗管理を行うことに留意するだけでなく、機材の仕様や施設設計等の更新が適切に実施されるよう計画時点から十分に配慮する。日進月歩で技術革新が進む通信分野において、フィリピン側のニーズに沿った資機材を適切に調達することができるよう、コントラクターが詳細設計を担う「デザインビルド方式」や二段階入札の採用についてもメリット・デメリットを検討する。また、ニーズの乖離が起きないように関係機関や施工業者等と密にコミュニケーションを図り、連絡協議や支援体制についても協議すること。

#### (14) コンテンツ制作支援内容の検討

現時点では、緊急警報放送(Emergency Warning Broadband System, 以下「EWBS」)、遠隔教育や多言語放送等の地デジのアプリケーションを、コンテンツ制作支援として本事業のコンサルティング・サービスとして実施することを想定している。受注者は、当該支援のTOR案を作成することになるが、検討に際し、各アプリケーションの想定される利用者を対象とする調査、関係する政府・民間機関との協議を入念に行うよう留意すること。必要な調査や協議の実施にあたっての具体的な方策をプロポーザルで提案すること。

なお、もし仮に支援の内容が多岐に渡り、コンサルティングサービスのみによる支援が現実的でない場合は、JICAと相談のうえ、有償勘定技術支援等を別途行うことも検討し得る。

##### 1) 緊急警報放送(EWBS)の必要性・活用法の検討

地デジ日本方式(ISDB-T)の優位性の一つは、EWBSの運用である。フィリピンは日本と同じく地震や津波、台風が頻繁に発生する自然災害国であり、EWBSの運用は国民の安心・安全を守る上で大きな助けとなり得る。そのため、本調査においては、EWBSの必要性と活用法を具体的に調査する。特に既存のアナログ放送や他メディアでは対応が出来ない、ローカライズした災害情報を求められる場面がどの災害でどの程度あるのか、EWBSにより利用者は自らの位置情報に基づく災害情報をどの程度得ることができるのか等を具体的に調査すること。また、既存のSMS等のプッシュ型の災害予警報システムについて、現状と課題、政府の最新の意向、今後の展開可能性、EWBSとの役割分担などについて調査すること。

##### 2) その他の地上デジタル放送の活用法の検討

EWBS以外の地デジ活用方法として、遠隔教育や多言語放送、多チャンネル番組等を想定しているが、本調査においては、これらに係るフィリピン政府の最新の意向、利用者のニーズ、現地言語の対応状況、視覚障害者や聴覚障害者向け放送のニーズ、技術的な実現可能性などを調査すること。また、これら以外にも、他の有効な活用法の有無や利用者のニーズを調査し、提案すること。その際には、

インターネット等の他のメディアと比較し、優位性を検討するよう留意すること。

#### (15) テレビ番組制作支援のニーズ調査

本事業を通じて放送設備が整備されたにもかかわらず、テレビ番組が十分に制作されず視聴されない、魅力的なコンテンツが制作できず新規カバーエリアにおける視聴率が上がらないといった事態を避けるため、本調査においてはPTNIの番組制作に関する現状の技術レベル及び支援ニーズも調査する。コンサルタントは、現状を調査・分析し、番組制作能力向上の必要性が認められる場合は、JICAと相談のうえ、技術協力プロジェクト等による追加支援の内容案の検討を行うこと。

#### (16) 民間放送局との連携検討

フィリピン国全体で地上デジタル放送による多様な放送を実施するには、国営放送局だけでなく民間放送局が地上デジタル放送を拡充できるよう連携することが望ましい。現状、民間放送局は大都市圏を中心に自らの予算で地デジに必要な資機材の整備を進めているが、地方都市で鉄塔やアンテナ等を共有するニーズや実現可能性、法的な規制などの有無を調査し、例えば本事業において整備する地デジ送信施設を共用する等の活用方法を検討すること。

#### (17) フィリピン側実施機関への受信機普及率向上に関する助言

本調査は放送事業者側への支援を検討するものであるが、調査の過程において地デジ放送用受信機の普及率向上に関する支援ニーズが実施機関から示されることが想定される。受信側の体制を整えることは、本事業の目的を達成するうえでも重要であることから、コンサルタントはアナログ停波による影響についての国民の理解促進、受信機普及促進の取り組みの現状と課題を整理し、特に貧困層向けにフィリピン政府が取るべき施策について、JICAと相談のうえ、技術的観点・経済的観点からの助言を取りまとめ、フィリピン側に対し提案を行うこと。

#### (18) 放送番組のインターネット配信に関するニーズ・課題確認

インターネットの普及により、テレビ番組のインターネット配信に関するニーズは世界的に高まっている。本調査では、フィリピン国民のメディア利用状況(新聞、テレビ、ラジオ、インターネットのうち、どの媒体から情報を得ているか等)を確認するほか、テレビ番組のインターネット配信に関する国民のニーズや技術的課題を調査すること。

#### (19) 報道の自由に関する課題と支援ニーズ・方法の検討

フィリピンにおける報道の自由については、国際社会において様々な非難、強い懸念が示されている。コンサルタントは、報道の自由を取り巻くフィリピン国内の課題を分析し、報道の自由の役割や意義を広めるための支援の必要性が認められる場合は、JICAと相談のうえ、技術協力プロジェクト等による追加支援の内容案の検討を行うこと。

#### (20) コロナ禍における対応

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、フィリピン側関係者からの情報収集・ヒアリング・協議等は、目的及び状況に応じて、電子メール・テレビ会議シス

テム・Zoom等の遠隔コミュニケーションツールの活用を検討すること。また、現地で活動する一般・特殊傭人や受注者の現地法人等の現地リソースを最大限活用し、日本人コンサルタントが現地入りできない状況でも効率的に情報収集を図る体制を構築することが期待される。コンサルタントは情報収集・分析にあたっての具体的な体制をプロポーザルで提案すること。

## (2 1) 円借款審査に向けた協力

現地調査については円借款事業としての審査に向けた情報収集を JICA が実施する際、同席や協力を求める場合がある。その後ドラフト・ファイナル・レポート協議と並行して、円借款の審査を JICA が実施する際、協力を求める場合がある。

## 第6条 業務の内容

### (1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

### (2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

### (3) 事業の背景・必要性の確認・整理

本事業に関する基礎情報は、総務省による先行調査にて収集・確認がなされていることから、先行調査の報告書など既存の資料を活用し、要すれば追加の現地調査を行い、以下の項目を確認する。

#### 1) フィリピン国の一般事情

#### 2) 放送セクターの現状と課題

- ・放送事業を取り巻く関係機関（監督・規制機関等）
- ・放送事業に関する政策と法的枠組み（政策、関連法令、政策動向）
- ・フィリピンの放送市場（主要な送・受信機メーカーの営業・修理体制等）
- ・貧困層にとって地上波放送の利用意義
- ・他ドナーの支援状況
- ・国民のメディア利用状況の変遷(ニュースや娯楽番組へのアクセス方法)
- ・放送番組のインターネット配信に関するニーズや課題
- ・報道の自由を取り巻く課題

#### 3) 放送実施状況

- ・周波数許認可・利用状況

- ・ 主な放送局の概要
  - ・ 現行のアナログ放送ネットワークとカバーエリア
  - ・ 各地域の人口とテレビ（地上波および衛星）普及率
  - ・ PTNIIにおける番組制作の現状と課題
- 4) 地上デジタル放送移行に係る準備状況
- ・ デジタル放送移行に関する国家レベルの計画及び運営・実施体制
  - ・ 主な放送局における準備状況
  - ・ 開始済みデジタル放送ネットワークとカバーエリア
- 5) 自然災害への対応体制
- ・ フィリピンの自然災害リスク(災害の原因となる気候リスクを含む)
  - ・ 防災関連機関及び政府による防災関連の計画
  - ・ 防災体制と対応能力
  - ・ 予警報・災害情報の伝達・周知体制（現状伝達されている情報と必要とされている情報のギャップの分析を含む）

#### (4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象・風況文献調査
- 2) 自然災害調査(災害の原因となる気候リスク含む)
- 3) 鉄塔・アンテナ等の機材設置箇所、シェルター等の建設箇所に関する①地形測量、②地籍調査、③地質調査
- 4) 鉄塔・アンテナ等の機材設置箇所、シェルター等の建設箇所周辺の支障物調査

#### (5) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

#### (6) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー(フェーズ分けの妥当性、フェーズ2以降の予算確保の可能性に関する調査を含む)、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）



([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)) を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。以下の検討に際しては必要とされる民間放送局との連携策を踏まえるものとする。

- 1) 設計方針
  - ・ 事業概要
  - ・ 基本設計方針
- 2) 置局計画
  - ・ 既設アナログ放送波の伝搬状況の分析
  - ・ 放送サービスエリアのブロック分け
  - ・ 既設サイトの現状評価／新規サイト候補の調査
  - ・ 想定する地デジ用送信所と周波数シミュレーション結果
  - ・ 放送ネットワークの構築
  - ・ 置局計画の検討
  - ・ 放送サービスエリアの検討
- 3) 機材計画
  - ・ 送信機材システム
  - ・ アンテナシステム
  - ・ 伝送回線システム
  - ・ PTNIネットワークオペレーションセンターの機材計画
  - ・ 放送番組供給事業者—ネットワークオペレーションセンター間の接続システム
  - ・ スタジオ機材設計
  - ・ PTNI局のマスター及びスタジオ設備
  - ・ 電源設備
- 4) 建設計画
  - ・ 送信所(鉄塔、アンテナ、シェルター等)の建設計画

#### (7) 地上デジタル放送の活用法検討

地デジの各種活用方法の現状や課題を調査・分析したうえで取りまとめ、フィリピン側、JICAと協議を行い、本事業のコンサルティング・サービスによるコンテンツ制作支援のTOR案を作成する。また、番組制作支援ニーズが確認された場合は、併せて支援内容案をJICAに提案する。

#### (8) 先方政府に対する施策提案

地デジ受信機普及率の向上等、先方政府施策に関する提言をまとめる。

#### (9) JICAの技術協力に係る提案

報道の自由の役割や意義を広めるための支援等、JICAによる技術協力の支援内容案を提案する。

#### (10) 事業実施計画の策定

##### 1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事中道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

本事業では鉄塔及びシェルター建設が主要な工事となる。鉄塔工事においては、使用可能な重機を考慮した部材計画や現地で組み立て作業を円滑に行うための製品精度の確保を目的とした構造計画を検討する。シェルター工事においては工期短縮のためのプレハブ化や鉄塔工事を考慮した円滑な手順を検討する。さらに工期設定にあたっては、基礎工事や鉄塔の建て方に関し、台風等の季節的な制約や計画地周辺の状況についても十分配慮する。

#### 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合はJICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

#### 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

#### 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

#### 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

#### 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事中道路構築等に要する期間について適切に反映する。

### (1.1) 本邦技術の活用可能性の検討

#### 1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的ニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

#### 2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。さらに既設の資機材で活用可能なものとそうでないものを整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・ 地上デジタル放送日本方式(ISDB-T)
- ・ データ放送及び災害時に活用する緊急警報放送（EWBS）
- ・ データ放送コンテンツとEWBSの連動に関する技術
- ・ 送信機やアンテナ、スタジオ機材、カメラ 等

また、以上のような建設技術のほか、工程管理、品質管理、安全管理といった管理手法についても、特に都市部から離れた地域における施工実態を確認のうえ、本邦技術の優位性を検討する。

### 3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

### 4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

### 5) 本邦調達比率の算定

本事業はSTEP適用が想定されているところ、本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

## (12) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 他機関建中金利

ク. その他2（融資非適格項目※）

① 完成後の委託保守費

② 初期運転資金

③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途JICAから提供されるコスト積算支援システム（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10以上)を推奨している（Macintoshは推奨しない）。

### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html))

#### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともにJICAに提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

#### 6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

#### 7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途JICAに提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

### (13) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。

([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html))

なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

#### 1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・

能力)

- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・ 調達方式
  - ・ 契約約款
  - ・ 契約条件書等の設定の基本方針
  - ・ 適用するJICA標準入札書類 等
- 3) コンサルタンの選定方法案
  - ・ ショートリストの策定方法
  - ・ コンサルタンのプロポーザル選定方法 (QCBS/QBS) 等
- 4) 施工業者の選定方針案
  - ・ PQ条件の設定
  - ・ 入札パッケージ (発注規模、工種別の発注等) の考え方
  - ・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

#### (14) 事業実施体制の検討

##### 1) 実施機関の体制 (組織面)

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 実施機関の体制 (財務・予算面)

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

##### 3) 実施機関の体制 (技術面)

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

##### 4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績 (実施中を含む) ・課題を整理する。

##### 5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (15) 運営・維持管理体制の検討

##### 1) 運営・維持管理機関の体制 (組織面)

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 運営・維持管理機関の体制 (財務・予算面)

運営・維持管理機関の財務状況を (公社等の場合は) 財務諸表の分析、(省庁等の場合は) 予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

##### 3) 運営・維持管理機関の体制 (技術面)

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

##### 4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

##### 5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

#### (16) 実施機関負担事項の確認

##### 1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

##### 2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

##### 4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

##### 5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

#### (17) 環境社会配慮に係る調査

本事業は取得済みの用地を活用するため、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)上、カテゴリCに分類されると想定している。そのため本調査では当該項目は適用しない。ただし、取得済みの用地に私有地が含まれていることが判明した場合、環境社会配慮ガイドラインに基づいた補償が必要であるため、用地を取得した経緯については確認する。

#### (18) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

本事業は取得済みの用地を活用するため、本調査では当該項目は適用しない。

#### (19) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

##### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

##### 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット(運用・効果)設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

## (20) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

## (21) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途JICAに提出する。

- 1) フィリピン国における当該類似業務の調達事情
  - 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
  - 現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)の一般状況
  - 現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - 契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - International Consultantsの採否等
- 4) 施工業者の選定方針
  - PQ: Pre-Qualification条件の設定
  - LCB: Local Competitive Biddingの採否
  - 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方等
- 5) 事業実施上の留意事項の整理
  - 既存運営事業者との調整
  - HIV対策
  - 軍事利用の回避 等

## (22) コンサルティング・サービスTOR案の検討

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(入札補助、施工監理、技術移転等)の内容とその規模(業務人月)について提案する(コンサルタントTOR(案)の作成を含む)。提案内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

## (23) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRRの算出は、別途JICAから提供されるIRRマニュアルを参考とする。(同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。)

### 1) 定量的効果

#### ① 内部収益率(IRR)

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率(EIRR)を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率(FIRR)

も併せて算出する。算出に当たってはJICAから提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excelの電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」  
([https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid\\_business.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)) を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ 設備稼働率(%)
- ・ 国営放送局地上デジタル放送対人口比カバー率(%)
- ・ 受益者数

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、情報格差是正による貧困層への情報提供や雇用機会の向上、情報格差の是正を通じた健全な民主主義の発展やバンサモロ地域における民族融和・紛争予防、災害弱者への情報提供を通じた被害軽減等）。

(24) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

将来的な降雨や台風の強度・頻度の増加による洪水・浸水リスクを評価し、それに対処しうる鉄塔等の整備に係る設計を検討する。

(25) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA本部の確認・承認を得る。また、JICA本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICAの施設を利用する。

なお、想定される本邦企業説明会の概要は以下の通りです。

目的：本邦企業に対する事業説明と参画意向の確認

実施時期：「第7条 成果品等」に規定するドラフト・ファイナル・レポートの提出前（2022年8月頃を想定）

回数：参加企業の予定に合わせて1～3回

規模・参加者：放送・通信・電機業界の企業等中心に、本事業に関心を有するとと思われる企業複数社

(26) プルーフェンジンギング実施のための資料作成

本調査では当該項目は適用しない。

(27) レポート等の作成・協議



- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国にJICA事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途JICAが指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

## 第7条 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約を和文5部・英文5部、レポートとは別に作成(簡易製本)し、併せて提出することとする。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部(簡易製本)

### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：和文5部、英文5部(簡易製本)

### 3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、必要性、実施計画・運営体制、概略設計のコンセプト案、環境社会配慮、自然条件調査、本邦技術の活用可能性等

提出時期：「第8条 業務工程」に示す期日まで

部数：和文5部、英文5部(簡易製本)

### 4) 準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)(経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル(分析の過程が分かるもの)、地デジ活用法、番組支援のニーズ調査を含む)

記載事項：事業費、概略設計結果、調査結果の全体成果

提出時期：「第8条 業務工程」に示す期日まで

部数：和文5部、英文5部(簡易製本)

### 5) 準備調査報告書(ファイナル・レポート)(経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：「第8条 業務工程」に示す期日まで

部数：和文5部、英文5部、CD-R 3部

※インテリムレポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10部及び和文（要約）10部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途JICAと十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R 3部

## （2）収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後JICAに提出する。

## （3）その他の提出物

### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）をJICAに提出する。

### 2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA（現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

### 4) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## （4）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## 第8条 業務工程

### （1）業務工程

2021年12月下旬より業務を開始し、2022年10月下旬の完了を想定している。下記の期日までにそれぞれの報告書を提出すること。なお、より効率的な作業工程が

あれば、プロポーザルで提案するものとする。

- 1) インタリム・レポート：2022年4月28日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2022年8月31日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2022年10月31日まで

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

① 業務量の目途

合計 約36.00人月(現地作業20.00人月、国内作業16.00人月)

	2021年	2022年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
第1次国内作業											
インタリム・レポート			▲								
第1次現地調査											
第2次国内作業											
インタリムレポート						▲					
第2次現地調査											
第3次国内作業											
ドラフト・ファイナル・レポート										▲	
第3次現地調査											
第4次国内作業											
ファイナル・レポート											▲

② 業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

1. 業務主任者／放送事業計画（2号）
2. 地上波デジタル放送展開計画／放送政策・制度
3. 伝送回線設計／周波数計画（3号）
4. 送信設備計画／電源設備計画
5. 建築設計(建築意匠／構築)
6. 施工計画・積算
7. スタジオ機材・設備計画
8. 経済・財務分析
9. 機材調達計画
10. 地デジ活用法①（防災情報）
11. 地デジ活用法②(字幕・多言語放送、遠隔教育等)
12. 番組制作支援

## 第9条 現地再委託

測量調査とボーリング調査については現地再委託を想定しているが、追加も含めて現地再委託による実施がより効率的・効果的と考えられるものがあればプロポーザルにて提案すること（測量調査、ボーリング調査も含めて別見積もりにて計上ください）。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

## 第10条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

## 第11条 その他の留意事項

### (1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年12月下旬より業務を開始し、2022年10月下旬の完了を想定している。  
なお、下記の期日までに各報告書を提出することが求められる。

- 1) インタリム・レポート：2022年4月28日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2022年8月31日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2022年10月31日まで

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

36.00人月（現地：20.00人月、国内：16.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/放送事業計画（2号）
- ② 地上波デジタル放送展開計画/放送政策・制度
- ③ 伝送回線設計/周波数計画(3号)
- ④ 送信設備計画/電源設備計画
- ⑤ 建設設計(建築意匠/構築)
- ⑥ 施工計画・積算
- ⑦ スタジオ機材/設備計画
- ⑧ 経済・財務分析
- ⑨ 機材調達計画
- ⑩ 地デジ活用法①(防災情報)
- ⑪ 地デジ活用法②(字幕・多言語放送、遠隔教育等)
- ⑫ 番組制作支援

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 安全対策文書「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」  
(契約後に配布)
- 総務省「地上デジタルテレビジョン放送への移行支援に関する調査」  
(2021)(公示の際に配布)
- 「安全対策ガイダンス」（2019年4月）（契約後に配布）
- 「地上デジタル放送チャンネルプラン（2016年10月）」（契約後に配布）

#### 2) 公開資料

特になし

### (4) 対象国の便宜供与

調査団の執務室については、実施機関より提供されるため、見積もりに含める必要はありません。

## (5) その他留意事項

### 1) 安全管理

・調査対象地域には、外務省危険度レベル3にあたる地域(ミンダナオ中部以西のマラウィ市、コタバト市、ザンボアンガ市)を中心に、治安上のリスクが高い地域を含むため、JICAと連携の上、十分な安全対策措置を取る必要があります。

・プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧すること。

JICA の国別安全対策ルール：

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

その他の安全対策としては以下のとおり。

1) 初回現地渡航時まで、発注者が行う「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

2) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

3) フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。

4) 現地業務実施時における安全管理体制(セキュリティエスコート、セキュリティエスコートの宿泊費、戦争特約等を含む)について、別見積もりにて計上すること。セキュリティエスコートは1名 40,000 円/月、セキュリティエスコートは1日 10,000 円（相部屋を想定）、戦争特約は 2,400,000 円を想定。

5) 発注者が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。

以上